

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第22号

総社市放課後児童クラブ施設条例の一部を改正する条例

総社市放課後児童クラブ施設条例（平成17年総社市条例第129号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
(名称、位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。			(名称、位置及び定員) 第2条 児童クラブ施設の名称、位置及び定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	定員	名称	位置	定員
総社小学校区放課後児童クラブ施設	総社市総社三丁目13番1号	160人	総社小学校区放課後児童クラブ施設	総社市総社二丁目18番18号	100人
略			略		

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。